

新旧対照表 電気供給約款（沖縄電力エリア【低圧】） 令和5年4月1日実施

<料金改定に関する変更点（下線部分が変更個所）>

旧	新																
<p>14 従量電灯</p> <p>(1) エネワン 300 プラン</p> <p>イ～ハ （省略）</p> <p>ニ 料金</p> <p>料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額<u>および</u>別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">電力量</td> <td style="width: 10%;">定額料金</td> <td style="width: 40%;">1 契約につき最初の300キロワット時まで</td> <td style="width: 40%;"><u>7,964円81銭</u></td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td>従量料金</td> <td>上記をこえる1キロワット時につき</td> <td><u>29円24銭</u></td> </tr> </table> <p>ホ （省略）</p>	電力量	定額料金	1 契約につき最初の300キロワット時まで	<u>7,964円81銭</u>	料金	従量料金	上記をこえる1キロワット時につき	<u>29円24銭</u>	<p>14 電灯需要</p> <p>(1) エネワン 300 プラン</p> <p>イ～ハ （省略）</p> <p>ニ 料金</p> <p>料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額、別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額および別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘにより算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">電力量</td> <td style="width: 10%;">定額料金</td> <td style="width: 40%;">1 契約につき最初の300キロワット時まで</td> <td style="width: 40%;"><u>13,750円00銭</u></td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td>従量料金</td> <td>上記をこえる1キロワット時につき</td> <td><u>49円17銭</u></td> </tr> </table> <p>ホ （省略）</p>	電力量	定額料金	1 契約につき最初の300キロワット時まで	<u>13,750円00銭</u>	料金	従量料金	上記をこえる1キロワット時につき	<u>49円17銭</u>
電力量	定額料金	1 契約につき最初の300キロワット時まで	<u>7,964円81銭</u>														
料金	従量料金	上記をこえる1キロワット時につき	<u>29円24銭</u>														
電力量	定額料金	1 契約につき最初の300キロワット時まで	<u>13,750円00銭</u>														
料金	従量料金	上記をこえる1キロワット時につき	<u>49円17銭</u>														
<p>(2) エネワン 500 プラン</p> <p>イ～ハ （省略）</p> <p>ニ 料金</p> <p>料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額<u>および</u>別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによっ</p>	<p>(2) エネワン 500 プラン</p> <p>イ～ハ （省略）</p> <p>ニ 料金</p> <p>料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額、別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額および別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘにより算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計</p>																

新旧対照表 電気供給約款（沖縄電力エリア【低圧】） 令和5年4月1日実施

<p>て算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>電力量 料金</td><td>定額料金 従量料金</td><td>1契約につき最初の500キロワット時まで 上記をこえる1キロワット時につき</td><td><u>13,750円00銭</u> <u>28円34銭</u></td></tr> </table> <p>ホ（省略）</p>				電力量 料金	定額料金 従量料金	1契約につき最初の500キロワット時まで 上記をこえる1キロワット時につき	<u>13,750円00銭</u> <u>28円34銭</u>	<p>といたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>電力量 料金</td><td>定額料金 従量料金</td><td>1契約につき最初の500キロワット時まで 上記をこえる1キロワット時につき</td><td><u>23,375円00銭</u> <u>48円40銭</u></td></tr> </table> <p>ホ（省略）</p>				電力量 料金	定額料金 従量料金	1契約につき最初の500キロワット時まで 上記をこえる1キロワット時につき	<u>23,375円00銭</u> <u>48円40銭</u>		
電力量 料金	定額料金 従量料金	1契約につき最初の500キロワット時まで 上記をこえる1キロワット時につき	<u>13,750円00銭</u> <u>28円34銭</u>														
電力量 料金	定額料金 従量料金	1契約につき最初の500キロワット時まで 上記をこえる1キロワット時につき	<u>23,375円00銭</u> <u>48円40銭</u>														
<p>15 <u>低圧電力</u></p> <p>エネワン動力プラン</p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p>(4) 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金<u>および</u>別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。<u>ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</u></p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>契約電力1キロワットにつき</td> <td><u>1,237円83銭</u></td> </tr> </table> <p>ロ 電力量料金</p> <p>電力量料金はその1月の季節別の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>使用電力量</td> <td>夏季料金</td> <td>その他季料金</td> </tr> </table>				契約電力1キロワットにつき	<u>1,237円83銭</u>	使用電力量	夏季料金	その他季料金	<p>15 <u>電力需要</u></p> <p>エネワン動力プラン</p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p>(4) 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金、別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額<u>および</u>別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘにより算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計といたします。</p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>契約電力1キロワットにつき</td> <td><u>1,335円51銭</u></td> </tr> </table> <p>ロ 電力量料金</p> <p>電力量料金はその1月の季節別の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>使用電力量</td> <td>夏季料金</td> <td>その他季料金</td> </tr> </table>				契約電力1キロワットにつき	<u>1,335円51銭</u>	使用電力量	夏季料金	その他季料金
契約電力1キロワットにつき	<u>1,237円83銭</u>																
使用電力量	夏季料金	その他季料金															
契約電力1キロワットにつき	<u>1,335円51銭</u>																
使用電力量	夏季料金	その他季料金															

新旧対照表 電気供給約款（沖縄電力エリア【低圧】） 令和5年4月1日実施

第1段階 料金	最初の[契約電力×70]キロワット時 までの1キロワット時につき	<u>15円95銭</u>	<u>14円56銭</u>	第1段階 料金	最初の[契約電力×70]キロワット時 までの1キロワット時につき	<u>34円10銭</u>	<u>32円71銭</u>
第2段階 料金	[契約電力×70]キロワット時をこえ る1キロワット時につき	<u>25円47銭</u>	<u>25円47銭</u>	第2段階 料金	[契約電力×70]キロワット時をこえ る1キロワット時につき	<u>43円62銭</u>	<u>43円62銭</u>
ハ (省略)				ハ (省略)			
(5) (省略)				(5) (省略)			
<u>追加</u>				<u>附則3 本約款等の実施にともなう切替措置</u> <u>令和5年3月31日以前から供給契約が継続し、令和5年4月1日から令和5年4月30日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金の算定における料金率、燃料費調整額の算定諸元は、次のとおりといたします。また、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)に定める離島ユニバーサルサービス調整額は申し受けません。</u> <u>イ エネワン 300 プラン</u>			
				<u>電力量</u>	<u>定額料金</u>	<u>1 契約につき最初の300キロワット時まで</u>	<u>7,964円81銭</u>
				<u>料金</u>	<u>従量料金</u>	<u>上記をこえる1キロワット時につき</u>	<u>29円24銭</u>
<u>ロ エネワン 500 プラン</u>				<u>電力量</u>	<u>定額料金</u>	<u>1 契約につき最初の300キロワット時まで</u>	<u>13,750円00銭</u>
				<u>料金</u>	<u>従量料金</u>	<u>上記をこえる1キロワット時につき</u>	<u>28円34銭</u>
<u>ハ エネワン動力プラン</u>				<u>(イ) 基本料金</u>			
				<u>契約電力1キロワットにつき</u>			
				<u>1,237円83銭</u>			
<u>(ハ) 電力量料金</u>				<u>使用電力量</u>			
				<u>第1段階 料金</u>	<u>最初の[契約電力×70]キロワット時 までの1キロワット時につき</u>	<u>15円95銭</u>	<u>14円56銭</u>

新旧対照表 電気供給約款（沖縄電力エリア【低圧】） 令和5年4月1日実施

	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 2px;">第2段階 料金</td><td style="padding: 2px;">[契約電力×70]キロワット時をこえる1キロワット時につき</td><td style="padding: 2px; text-align: center;">25円47銭</td><td style="padding: 2px; text-align: center;">25円47銭</td></tr> </table>	第2段階 料金	[契約電力×70]キロワット時をこえる1キロワット時につき	25円47銭	25円47銭	<p>(2) 別表2(燃料費調整)の算定諸元については、別表2(燃料費調整)(1)イ、ロおよび(2)にかかわらず、次のとおりといたします。</p> <p>イ α, β, γ</p>		
第2段階 料金	[契約電力×70]キロワット時をこえる1キロワット時につき	25円47銭	25円47銭					
	<u>供給区域</u>	<u>α</u>	<u>β</u>					
	沖縄電力株式会社	0.2410	0.0000					
	<u>ロ 基準燃料価格</u>		<u>基準燃料価格</u>					
	沖縄電力株式会社		25,100円					
	<u>ハ 基準単価</u>		<u>基準単価</u>					
	<u>供給区域</u>	<u>単位</u>	<u>基準単価</u>					
	沖縄電力株式会社	1キロワット時につき	31銭6厘					
別表2 燃料費調整	<p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ 平均燃料価格</p> <p>原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p> <p><u>平均燃料価格=A×α+B×β</u></p> <p>A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p><u>B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格</u></p> <p><u>$\alpha = 0.2410$</u></p> <p><u>$\beta = 1.1282$</u></p>							
別表2 燃料費調整	<p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ 平均燃料価格</p> <p>原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p> <p><u>平均燃料価格=A×α+B×β+C×γ</u></p> <p>A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p><u>B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格</u></p> <p><u>C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格</u></p> <p><u>α, β, γは、次のとおりといたします。</u></p>							
		<u>供給区域</u>	<u>α</u>	<u>β</u>				
				<u>γ</u>				

新旧対照表 電気供給約款（沖縄電力エリア【低圧】） 令和5年4月1日実施

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

追加

□ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が25,100円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \left(25,100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格} \right) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が25,100円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \left(\text{平均燃料価格} - 25,100 \text{ 円} \right) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

ハ～ニ (省略)

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

<u>1キロワット時につき</u>	<u>31銭6厘</u>
-------------------	--------------

追加

<u>沖縄電力株式会社</u>	<u>0.0065</u>	<u>0.1625</u>	<u>1.1167</u>
-----------------	---------------	---------------	---------------

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

□ 基準燃料価格

基準燃料価格は、次のとおりといたします。

<u>供給区域</u>	<u>基準燃料価格</u>
<u>沖縄電力株式会社</u>	<u>81,800円</u>

△ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = \left(\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格} \right) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

ニ～ホ (省略)

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

<u>供給区域</u>	<u>単位</u>	<u>基準単価</u>
<u>沖縄電力株式会社</u>	<u>1キロワット時につき</u>	<u>27銭6厘</u>

(3) 燃料費調整単価の掲示

当社は、(1)イによって算定された平均燃料価格および(1)ハにより算定された燃料費調整

新旧対照表 電気供給約款（沖縄電力エリア【低圧】） 令和5年4月1日実施

単価を、あらかじめ当社のホームページに掲示いたします。

新旧対照表 電気供給約款（沖縄電力エリア【低圧】） 令和5年4月1日実施

<その他の主な変更点（下線部分が変更箇所）>

旧	新
2 <u>供給約款</u> の変更 (1) 当社は、 <u>この供給約款を変更することができます。</u>	2 <u>本約款等</u> の変更 (1) 当社は、 <u>次のいずれかに該当する場合、民法第548条の4の規定にもとづき、本約款、電気契約種別定義書（以下「本約款等」といいます。）を変更することができます。</u> この場合、効力発生時期が到来したときは、電気料金その他の供給条件は、 <u>変更後の本約款等</u> によります。 イ <u>一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更により本約款等の変更が必要な場合</u> ロ <u>法令の制定もしくは改廃により、本約款等の変更が必要な場合</u> ハ <u>消費税および地方消費税の税率が変更された場合</u> ニ <u>その他当社が必要と判断した場合</u> <u>削除</u>
(2) <u>当社は、この供給約款の変更を行うときは、変更後の内容およびその効力発生時期をあらかじめ個別に通知する方法または当社のWEBサイトに掲示する方法により説明します。これらの場合に、効力発生時期が到来したときは、電気料金その他の供給条件は、変更後のこの供給約款によります。</u>	<u>削除</u>
(3) <u>託送供給等約款の変更、法令の制定もしくは改廃により、この供給約款を変更する必要が生じた場合、当社は、変更後の託送供給等約款または法令をふまえ、この供給約款を変更することができます。これらの場合、効力発生時期が到来したときは、電気料金その他の供給条件は、変更後のこの供給約款によります。</u>	
(4) <u>この供給約款の変更にともない、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。</u> イ <u>供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、個別に通知する方法または</u>	(2) <u>本約款等の変更または契約の変更にともなう供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を以下の方法により行なうことについて、あらかじめ承諾していただきます。</u> イ <u>供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行なう場合、書面の交付または電磁的</u>

新旧対照表 電気供給約款（沖縄電力エリア【低圧】） 令和5年4月1日実施

<p><u>当社のWEBサイトに掲示する方法その他当社が適当と判断した方法</u>（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。</p> <p>□ （省略）</p> <p>(5) (4)にかかわらず、<u>この供給約款</u>の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。</p>	<p><u>方法</u>（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行ない、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。</p> <p>□ （省略）</p> <p>(3) (2)にかかわらず、<u>本約款等</u>の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。</p>
<p>7 供給契約の成立および契約期間</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 契約期間は、次によります。</p> <p>イ （省略）</p> <p>□ 契約期間満了日の 15 日前までに供給契約の終了または変更の申出がない場合は、供給契約の満了日の翌日に、1年ごとに同一条件で更新いたします。</p>	<p>7 供給契約の成立および契約期間</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 契約期間は、次によります。</p> <p>イ （省略）</p> <p>□ 契約期間満了日の 15 日前までに<u>当社またはお客様のいずれから</u>供給契約の終了または変更の申出がない場合は、供給契約の満了日の翌日に、1年ごとに同一条件で更新いたします。</p>
<p><u>37 損害賠償の免責</u></p> <p>(1) 10（供給の開始）(1)によってあらかじめ定めた供給の開始日に供給を開始できなかった場合には、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。<u>ただし、当社の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。</u></p> <p>(2) <u>35</u>（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。<u>ただし、当社の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。</u></p> <p>(3)～(5) （省略）</p>	<p><u>36 損害賠償の免責</u></p> <p>(1) 10（供給の開始）(1)によってあらかじめ定めた供給の開始日に供給を開始できなかった場合には、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(2) <u>34</u>（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(3)～(5) （省略）</p>

新旧対照表 電気供給約款（沖縄電力エリア【低圧】） 令和5年4月1日実施

<p><u>42 供給開始後の供給契約の終了または変更にともなう料金および工事費の精算</u></p> <p>(1) 次の場合には、当社は、供給契約の終了または変更の日に料金および工事費をお客さまに精算していただきます。なお、この場合は、供給地点ごとに精算するものといたします。</p> <p>イ お客様が契約電力を新たに設定し、または増加された<u>後</u>1年に満たないで<u>これを終了させる場合は、それまでの期間の料金について、さかのぼって、新たに設定し、または増加された契約電力につき、当該終了を原因として当社が一般送配電事業者より請求される金額と同額を申し受けます。また、当社は、お客様が契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない一般送配電事業者が新たに施設した供給設備について、当社が一般送配電事業者より請求を受けた金額を申し受けます。</u></p> <p>ロ お客様が契約電力を新たに設定し、または増加された<u>後</u>1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は、<u>それまでの期間の料金について、さかのぼって、減少される契約電力分につき、当該終了を原因として当社が一般送配電事業者より請求される金額と同額を申し受けます。また、一般送配電事業者の供給設備のうち契約電力の減少に見合う部分について、イに定める臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額として当社が一般送配電事業者より請求を受けた金額を申し受けます。なお、この場合には、それぞれの電力量は、契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。</u></p> <p>ハ (省略)</p> <p>(2)～(3) (省略)</p>	<p><u>41 供給開始後の供給契約の終了または変更にともなう料金および工事費の精算</u></p> <p>(1) 次の場合には、当社は、供給契約の終了または変更の日に料金および工事費をお客さまに精算していただきます。なお、この場合は、供給地点ごとに精算するものといたします。</p> <p>イ お客様が契約電力を新たに設定し、または増加された<u>日以降</u>1年に満たないで<u>供給契約を終了させる場合は、当社は、託送約款等に定めるところにより、当該終了を原因として当社が一般送配電事業者より請求を受けた金額を申し受けます。</u></p> <p>ロ お客様が契約電力を新たに設定し、または増加された<u>日以降</u>1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は、<u>当社は、託送約款等に定めるところにより、当該終了を原因として当社が一般送配電事業者より請求を受けた金額を申し受けます。</u></p> <p>ハ (省略)</p> <p>(2)～(3) (省略)</p>
<p><u>43 解約等</u></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様について供給契約を解約することができます。なお、この場合には、当社または当該債権譲受人は、供給契約の解約の15日前までに<u>解除</u>日を予告するとともに、お客様に対して①<u>解除</u>後無契</p>	<p><u>42 解約等</u></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様について供給契約を解約することができます。なお、この場合には、当社または当該債権譲受人は、供給契約の解約の15日前までに<u>解約</u>日を予告するとともに、お客様に対して<u>解約</u>後無契</p>

新旧対照表 電気供給約款（沖縄電力エリア【低圧】） 令和5年4月1日実施

<p>約となった場合には電気の供給が止まること、<u>および②特定小売供給が義務付けられている小売電気事業者に対し、特定小売供給を申し込むという方法があることを書面で説明いたします。</u><u>当社または当該債権譲受人は、供給契約の解約に先立って、特定小売供給が義務付けられている小売電気事業者その他の事業者の供給約款メニューを紹介いたします。</u></p> <p>イ～ホ (省略)</p>	<p>となった場合には電気の供給が止まることおよび特定小売供給が義務付けられている小売電気事業者に対し、特定小売供給を申し込むという方法があることを書面で説明いたします。</p>
<p><u>追加</u></p>	<p><u>44 供給方法および施設</u></p> <p>(1) <u>当該一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。</u></p> <p>(2) <u>託送約款等にもとづき当社と当該一般送配電事業者等との協議によって定めることとされている供給地点、架空引込線の引込線取付点、地中引込線によって接続を行なう場合の一般送配電事業者の供給設備と接続する電気設備の施設場所、計量器等の取付位置および建物内に計量器等を取り付けた場合の扱いについては、原則としてお客さまと一般送配電事業者との協議によって定めていただきます。</u></p>
<p><u>55 工事費等の負担金</u></p> <p>(1) <u>供給開始に当たって、一般送配電事業者からお客さまに供給するために必要な設備の施設にかかる工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。</u></p> <p>(2) <u>お客さまの都合による供給契約の終了または変更により、当社が工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。</u></p> <p>(3) <u>お客さまが一般送配電事業者の設備にかかる工事等を一般送配電事業者に対して希望する場合、その旨を当社に申し出させていただきます。当社は、お客さまが希望する一般送配電事業者の設備にかかる工事等を一般送配電事業者に依頼し、当社が一般送配電事業者からその工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を</u></p>	<p><u>削除</u></p>

新旧対照表 電気供給約款（沖縄電力エリア【低圧】） 令和5年4月1日実施

<p><u>負担していただきます。</u></p> <p>(4) その他お客さまの都合にもとづく事情により当社が一般送配電事業者から工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。</p>	
<u>追加</u>	<p><u>45 工事費等の負担金</u></p> <p>(1) 当社が、一般送配電事業者から託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、工事費等として原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。</p> <p>(2) 一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費等に係る工事負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費等をすみやかに精算するものといたします。</p> <p>(3) 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則としてお客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。</p> <p>(4) お客さまの都合によって供給開始に至らないで申込を取消または変更される場合で、一般送配電事業者から託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費等としてお客さまから申し受けます。</p>
<u>追加</u>	<p><u>51 管轄裁判所</u></p> <p>供給契約に関する一切の紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。</p>

新旧対照表 電気契約種別定義書 実質再エネプラン（沖縄電力エリア【低圧】） 令和5年4月1日実施

<料金改定に関する変更点（下線部分が変更個所）>

旧	新																
<p><u>4 実質再エネ 300 プラン</u></p> <p>(1) (省略) (2) (省略) (3) (省略) <u>(4) 料金</u> <p>料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額<u>および電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)</u>によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。<u>ただし、電力量料金は、燃料費調整単価が供給約款別表2（燃料費調整）(1)ロ(イ)によって算定される場合は、供給約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が供給約款別表2（燃料費調整）(1)ロ(ロ)によって算定される場合は、供給約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">電力量</td><td style="width: 10%;">定額料金</td><td>1 契約につき最初の 300 キロワット時まで</td><td style="text-align: right;"><u>8,414 円 81 銭</u></td></tr> <tr> <td>料金</td><td>従量料金</td><td>上記をこえる 1 キロワット時につき</td><td style="text-align: right;"><u>30 円 74 銭</u></td></tr> </table> <p>ロ (5) (省略)</p> <p><u>6 実質再エネ 500 プラン</u></p> <p>(1) (省略) (2) (省略) (3) (省略) <u>(4) 料金</u></p> </p>	電力量	定額料金	1 契約につき最初の 300 キロワット時まで	<u>8,414 円 81 銭</u>	料金	従量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	<u>30 円 74 銭</u>	<p><u>7 電灯需要</u></p> <p><u>(1) 実質再エネ 300 プラン</u></p> <p>イ (省略) ロ (省略) ハ (省略) ニ 料金 <p>料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額<u>供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)</u>によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、<u>供給約款別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額および供給約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘにより算定された離島ユニバーサルサービス調整額</u>の合計といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">電力量</td><td style="width: 10%;">定額料金</td><td>1 契約につき最初の 300 キロワット時まで</td><td style="text-align: right;"><u>14,200 円 00 銭</u></td></tr> <tr> <td>料金</td><td>従量料金</td><td>上記をこえる 1 キロワット時につき</td><td style="text-align: right;"><u>30 円 74 銭</u></td></tr> </table> <p>ホ (省略) (2) 実質再エネ 500 プラン イ (省略) ロ (省略) ハ (省略) ニ 料金</p> </p>	電力量	定額料金	1 契約につき最初の 300 キロワット時まで	<u>14,200 円 00 銭</u>	料金	従量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	<u>30 円 74 銭</u>
電力量	定額料金	1 契約につき最初の 300 キロワット時まで	<u>8,414 円 81 銭</u>														
料金	従量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	<u>30 円 74 銭</u>														
電力量	定額料金	1 契約につき最初の 300 キロワット時まで	<u>14,200 円 00 銭</u>														
料金	従量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	<u>30 円 74 銭</u>														

新旧対照表 電気契約種別定義書 実質再エネプラン（沖縄電力エリア【低圧】） 令和5年4月1日実施

<p>料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。<u>ただし、電力量料金は、燃料費調整単価が供給約款別表2（燃料費調整）(1)ロ(イ)によって算定される場合は、供給約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が供給約款別表2（燃料費調整）(1)ロ(ロ)によって算定される場合は、供給約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額をえたものといたします。</u></p> <table border="1"> <tr> <td>電力量 料金</td><td>定額料金 従量料金</td><td>1契約につき最初の500キロワット時まで 上記をこえる1キロワット時につき</td><td><u>14,500円00銭</u> <u>29円84銭</u></td></tr> </table> <p>(5) (省略)</p>				電力量 料金	定額料金 従量料金	1契約につき最初の500キロワット時まで 上記をこえる1キロワット時につき	<u>14,500円00銭</u> <u>29円84銭</u>	<p>料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額、供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、<u>供給別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額および供給約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘにより算定された離島ユニバーサルサービス調整額</u>の合計といたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>電力量 料金</td><td>定額料金 従量料金</td><td>1契約につき最初の500キロワット時まで 上記をこえる1キロワット時につき</td><td><u>24,125円00銭</u> <u>49円90銭</u></td></tr> </table> <p>ホ (省略)</p>				電力量 料金	定額料金 従量料金	1契約につき最初の500キロワット時まで 上記をこえる1キロワット時につき	<u>24,125円00銭</u> <u>49円90銭</u>
電力量 料金	定額料金 従量料金	1契約につき最初の500キロワット時まで 上記をこえる1キロワット時につき	<u>14,500円00銭</u> <u>29円84銭</u>												
電力量 料金	定額料金 従量料金	1契約につき最初の500キロワット時まで 上記をこえる1キロワット時につき	<u>24,125円00銭</u> <u>49円90銭</u>												
<p><u>7 実質再エネ動力プラン</u></p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。<u>ただし、電力量料金は、燃料費調整単価が供給約款別表2（燃料費調整）(1)ロ(イ)によって算定される場合は、供給約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が供給約款別表2（燃料費調整）(1)ロ(ロ)によって算定される場合は、供給約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額をえたものといたします。</u></p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p>				<p><u>8 電力需要</u></p> <p><u>実質再エネ動力プラン</u></p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金、供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、<u>供給約款別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額および供給約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘにより算定された離島ユニバーサルサービス調整額</u>の合計といたします。</p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p>											

新旧対照表 電気契約種別定義書 実質再エネプラン（沖縄電力エリア【低圧】） 令和5年4月1日実施

契約電力1キロワットにつき □ 電力量料金 電力量料金は、その1月の季節別の使用電力量によって算定いたします。		契約電力1キロワットにつき □ 電力量料金 電力量料金は、その1月の季節別の使用電力量によって算定いたします。																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用電力量</th><th>夏季料金</th><th>その他季料金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階 料金 最初の[契約電力×70]キロワット時 までの1キロワット時につき</td><td><u>17円45銭</u></td><td><u>16円06銭</u></td></tr> <tr> <td>第2段階 料金 [契約電力×70]キロワット時をこえ る1キロワット時につき</td><td><u>26円97銭</u></td><td><u>26円97銭</u></td></tr> </tbody> </table>		使用電力量	夏季料金	その他季料金	第1段階 料金 最初の[契約電力×70]キロワット時 までの1キロワット時につき	<u>17円45銭</u>	<u>16円06銭</u>	第2段階 料金 [契約電力×70]キロワット時をこえ る1キロワット時につき	<u>26円97銭</u>	<u>26円97銭</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用電力量</th><th>夏季料金</th><th>その他季料金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階 料金 最初の[契約電力×70]キロワット時 までの1キロワット時につき</td><td><u>35円60銭</u></td><td><u>34円21銭</u></td></tr> <tr> <td>第2段階 料金 [契約電力×70]キロワット時をこえ る1キロワット時につき</td><td><u>45円12銭</u></td><td><u>45円12銭</u></td></tr> </tbody> </table>		使用電力量	夏季料金	その他季料金	第1段階 料金 最初の[契約電力×70]キロワット時 までの1キロワット時につき	<u>35円60銭</u>	<u>34円21銭</u>	第2段階 料金 [契約電力×70]キロワット時をこえ る1キロワット時につき	<u>45円12銭</u>	<u>45円12銭</u>
使用電力量	夏季料金	その他季料金																			
第1段階 料金 最初の[契約電力×70]キロワット時 までの1キロワット時につき	<u>17円45銭</u>	<u>16円06銭</u>																			
第2段階 料金 [契約電力×70]キロワット時をこえ る1キロワット時につき	<u>26円97銭</u>	<u>26円97銭</u>																			
使用電力量	夏季料金	その他季料金																			
第1段階 料金 最初の[契約電力×70]キロワット時 までの1キロワット時につき	<u>35円60銭</u>	<u>34円21銭</u>																			
第2段階 料金 [契約電力×70]キロワット時をこえ る1キロワット時につき	<u>45円12銭</u>	<u>45円12銭</u>																			
ハ (省略) (5)～(6) (省略)		ハ (省略) (5)～(6) (省略)																			
追加		<p><u>附則2 本定義書の実施にともなう切替措置</u> <u>令和5年3月31日以前から供給契約が継続し、令和5年4月1日から令和5年4月30日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金の算定における料金率は、7(電灯需要)(1)ニ、(2)ニおよび8(電力需要)(4)にかかわらず、次のとおりといたします。</u> <u>(1) 実質再エネ300プラン</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>電力量 料金</th><th>定額料金 従量料金</th><th>1契約につき最初の300キロワット時まで 上記をこえる1キロワット時につき</th><th><u>8,414円81銭</u> <u>30円74銭</u></th></tr> </thead> </table> <p><u>(2) 実質再エネ500プラン</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>電力量 料金</th><th>定額料金 従量料金</th><th>1契約につき最初の500キロワット時まで 上記をこえる1キロワット時につき</th><th><u>14,500円00銭</u> <u>29円84銭</u></th></tr> </thead> </table> <p><u>(3) 実質再エネ動力プラン</u></p> <p><u>イ 基本料金</u></p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>契約電力1キロワットにつき</td><td><u>1,237円83銭</u></td></tr> <tr> <td>□ 電力量料金</td><td></td></tr> </tbody> </table>		電力量 料金	定額料金 従量料金	1契約につき最初の300キロワット時まで 上記をこえる1キロワット時につき	<u>8,414円81銭</u> <u>30円74銭</u>	電力量 料金	定額料金 従量料金	1契約につき最初の500キロワット時まで 上記をこえる1キロワット時につき	<u>14,500円00銭</u> <u>29円84銭</u>	契約電力1キロワットにつき	<u>1,237円83銭</u>	□ 電力量料金							
電力量 料金	定額料金 従量料金	1契約につき最初の300キロワット時まで 上記をこえる1キロワット時につき	<u>8,414円81銭</u> <u>30円74銭</u>																		
電力量 料金	定額料金 従量料金	1契約につき最初の500キロワット時まで 上記をこえる1キロワット時につき	<u>14,500円00銭</u> <u>29円84銭</u>																		
契約電力1キロワットにつき	<u>1,237円83銭</u>																				
□ 電力量料金																					

新旧対照表 電気契約種別定義書 実質再エネプラン（沖縄電力エリア【低圧】） 令和5年4月1日実施

	<u>使用電力量</u>	<u>夏季料金</u>	<u>その他季料金</u>
<u>第1段階 料金</u>	<u>最初の[契約電力×70]キロワット時 までの1キロワット時につき</u>	<u>17円45銭</u>	<u>16円06銭</u>
<u>第2段階 料金</u>	<u>[契約電力×70]キロワット時をこえ る1キロワット時につき</u>	<u>26円97銭</u>	<u>26円97銭</u>

新旧対照表 電気契約種別定義書 実質再エネプラン（沖縄電力エリア【低圧】） 令和5年4月1日実施

<その他の主な変更点（下線部分が変更箇所）>

旧	新
<p><u>2 供給契約条件の変更</u></p> <p>(1) 当社は、この供給契約条件を変更することがあります。</p> <p>(2) 当社は、この供給契約条件の変更を行うときは、変更後の内容およびその効力発生時期をあらかじめ個別に通知する方法または当社の WEB サイトに掲示する方法により説明します。これらの場面に、効力発生時期が到来したときは、電気料金その他の供給条件は、変更後のこの供給契約条件によります。</p> <p>(3) 託送供給等約款の変更、法令の制定もしくは改廃により、この供給契約条件を変更する必要が生じた場合、当社は、変更後の託送供給等約款または法令をふまえ、この供給契約条件を変更することがあります。これらの場面に、効力発生時期が到来したときは、電気料金その他の供給条件は、変更後のこの供給契約条件によります。</p> <p>(4) この供給契約条件の変更にともない、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。</p> <p>イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、個別に通知する方法または当社の WEB サイトに掲示する方法その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。</p> <p>ロ 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適當と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。</p> <p>(5) (4)にかかわらず、この供給契約条件の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をともなわない内容であ</p>	<p><u>削除</u></p>

新旧対照表 電気契約種別定義書 実質再エネプラン（沖縄電力エリア【低圧】）令和5年4月1日実施

<p>る場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。</p>	
<p><u>追加</u></p>	<p><u>2 本定義書の変更</u></p> <p>(1) 当社は、本定義書を変更する場合には、供給約款2（本約款等の変更）に準じます。</p> <p>(2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲示します。</p> <p>(3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行なう場合は、供給約款2（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。</p>